

埼玉県立大学研究開発センターの業務等を定める規程

令和 6 年 4 月 1 日

規 程 第 1 5 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成 2 2 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、埼玉県立大学研究開発センター（以下「センター」という。）の業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、保健医療福祉の課題を解決するため、学際的な観点から埼玉県立大学の研究活動を推進するとともに、企業等と連携しつつ地域に根ざした研究活動を行う際の拠点として機能することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。ただし、地域連携センターが行う業務は除くものとする。

- 一 研究開発センタープロジェクトその他先駆的・実践的な研究の実施に関すること
- 二 学内研究推進に関する助成金等の配分に関すること
- 三 学内研究の評価・改善に関すること
- 四 研究活動成果の公表に関すること
- 五 外部資金獲得の支援その他研究活動の支援に関すること
- 六 研究環境の改善及び整備に関すること
- 七 共同実験室及び動物実験室の管理運営に関すること
- 八 動物実験及び組換え DNA 実験に関すること（実施計画の倫理的・科学的な観点からの審査に関する事項を除く。）
- 九 有害物質等の取扱いに関すること
- 十 産学官連携事業の企画及び実施に関すること
- 十一 共同研究及び受託研究の調整、受け入れに関すること
- 十二 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(組織・職員)

第 4 条 センターに、学則第 1 7 条の 2 の規定に基づく研究開発センター長（以下「センター長」という。）及び公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成 2 2 年規則第 6 号）第 2 0 条の規定に基づく職員を置く。

(部門)

第 5 条 センターには必要に応じて、部門を置くことができる。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、センターの業務に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。